

分類	主な意見の概要	事業者の見解
海域水質 (濁り)	<ul style="list-style-type: none"> 水質について、予測評価の対象となるもの以外に多くの調査項目が挙げられており必要な調査か疑問が残る、調査項目と予測項目が不一致であること理由は不明であるので説明が必要。 ・轟川の濁水に対して25mg/Lの濁りで、影響が全くないなどという計算も全く現実には意味がない。 ・濁水処理機械が予定通り働かなかった場合の轟川を經由して海域への濁水流出の予測が必要である。 ・SS濃度が25mg/L以下にならなかった場合の濁水の海域への流入を想定して 予測・評価すべきである。 ・赤土問題は何も進んでない。轟川を見てほしい。 ・赤土で台風するときなど白保海岸まで赤くなる。轟川をよく見てほしい。 ・赤土流出は免れない。風に流され徐々に海へと広がっていくはず。 ・赤土流出、濁水流入の問題は甘い予測に基づき、これを前提で論じられている。 ・轟川から流れる赤土はどうするか。海に流れてしまってからでは遅い。 ・土砂による水の濁りは、工事期の濁水を轟川だけで検討したのは大きな誤りではないか。 ・海域の濁りは、轟川と排水路を合体したデータなしで評価したのは誤りではないか。 ・河口部にだけ排出される(水質の負荷)で影響なしとは、潮の流れ、干満により汚れがひろがることから疑問 ・台風時や豪雨時の予測が不十分。 ・台風などの異常時も予測・評価の対象とすべきである。台風や津波が来襲した場合、流れた赤土は環境への程度影響がでるのか、十分な調査・検討を願いたい。濁水が海域に流入するのは、台風等の大雨であるのに予測がされていない。 ・塩分濃度変化は海域生物にとって重要な要素であり、地下水の変動及び排水口設置にもなって濃度分布の変化が予想される。この評価がなされていない。 	<p>環境影響評価を行うにあたっては、地域特性としての現況把握を行う必要があります。水質については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準としての環境基準項目を選定して調査を行っており、この結果を準備書に記載しました。</p> <p>環境影響評価は、事業者が実施する赤土流出防止対策等の環境保全措置による効果を考慮して行っており、轟川へ排出する処理水のSS濃度は25mg/Lとして検討を行っています。</p> <p>海域における濁りは、事業実施区域からの負荷を対象としています。 なお、水産用水基準では人為的な濁りの負荷をSS2mg/L以下としており、負荷が評価の対象となっています。</p> <p>海域における水質予測は、潮汐、波浪による流れや拡散等を考慮したシミュレーションモデルを用いて予測しました。その結果、事業区域からの負荷は、河口部だけに留まると予測しました。</p> <p>環境影響評価では、台風などの異常時については予測・評価の対象とはしていません。</p> <p>塩分については、海域生物の生息環境の一つの要素として捉え検討しています。しかし、塩分濃度を変化させる要因となる淡水流入量は、現況の轟川の流量0.2m³/sに比べ、供用時の空港施設からの排水量が0.001m³/sであり、事業により増加する淡水流入量が与える影響は極めて小さいと判断しています。</p>
海域底質	<ul style="list-style-type: none"> 予測項目に濁度(SS)は入っているが、海底に堆積した赤土等の含有量(懸濁物質含有量、SPSS)について除外されている。SPSSの検討は不可欠で、この検討の欠落は重大な誤りである。 ・本事実により新たに濁水が流入・堆積する影響を予測・評価した上で、沖縄県の評価指標としているランク5以下(SPSS 50kg/m³)との整合性のとれた対応をとるべきである。 ・底質中、赤土についてはほとんど記述されていない。底質中赤土濃度とそれが生物に与える影響は大きな問題であり、環境影響評価のためには不可欠。 ・SSが低濃度であっても海水中での沈殿と移動を予測する必要がある。 ・海底に堆積した赤土量が考慮から欠落している。 	<p>濁りについては、事業による負荷を対象にSS濃度の予測を行い、海域でのSSの拡散は、轟川河口部周辺で0.02mg/L程度と予測しております。海域への負荷が河口付近に限られ、濃度も極めて小さいことから赤土等の海域での堆積はほとんどないものと考えています。</p>